

令和7年度第4回協議会後にいただいた、次期計画策定に向けてのご意見

(いただいた意見について、第7期自立支援協議会委員には回答済みです)

No.	ご意見	市の回答
1	基本目標7で、障がい児向けの事業所・日中活動の場の拡充が求められるという記載について、さらに深掘りをしていただけないでしょうか。 調査とは別に、ショートステイやグループホーム等各事業の利用実態(利用待機者、申込者)を委託事業所経由で調査いただけないでしょうか。 例えば、ピアえきまえ「心身障がい者(児)一時保護事業」は、三鷹市心身障がい者(児)一時保護事業実施要綱(昭和59年6月5日施行)に基づいて行われていますが、冠婚葬祭等は通常土日に行われるため、2か月前予約では、定員2名(利用者の特性によっては1名)では、予約が取れない状況であることはご認識されていますでしょうか。 市内には、身体障害(第3期計画よりR5年度4,238人)、知的障害(同1,209人)、精神障害(同2,030人)の方がいらっしゃり、別のサービスが受給できる65歳以上以外の方(未就学児は統計がないため含めています)を除くと身体1,457人、知的1,137人、精神1,701人と合計4,295人が対象となります。 この方の家族のうち、支援の必要度合いや親戚が近くにいらっしゃるなど事情は異なると思いますが、土日の2名(1名)を争っている事実を明らかにして、定員を増やすことを検討願います。(放課後等デイサービスは所得制限があり自己負担が重く、また日曜が休みの事業所が多く、土曜日も取りづらいです。) 「令和8年度一般会計では9,995千円を計上されていますが、介助員の方を増やすか、居室を増やすことはできないものでしょうか。あるいは、障害者支援施設の「みずき」と知的障がい者援護施設の「なごみ」の短期入所(ショートステイ)に空きがあるときに限り、「心身障がい者(児)一時保護事業」と一体的に予約できるようにしていただけないでしょうか。 三鷹市で予算制約がある中、難しいことも承知しますが、近隣の市区で空きがある場合に相互利用できるようにして、三鷹市の集中を緩和する仕組みなど構築できないでしょうか。あるいは、総合調整の東京都が別途借り上げで施設を作るよう働きかけいただけないでしょうか。 利用させていただいている立場なので「心身障がい者(児)一時保護事業」の例を挙げましたが、同様の事態は、他の事業でも生じているのではと考えるため、各事業の利用実態をお願いできないでしょうか。 計画策定とは別なので、障がい者(児)計画策定支援業務委託料4,785千円に含めるのは難しいと思われるため、障がい者支援課の業務負担を増やすことになるのかもしれませんが、需給実態まで踏み込んでいただけると幸いです。	ショートステイ等の利用実態の把握に努め計画等への反映を検討してまいります。
2	資料3 次期の計画策定に向けて 基本目標4、5にも関連しますが、支援を受ける者の医療的支援についても議論をいただけないでしょうか。身体障害(第3期計画よりR5年度4,238人)、知的障害(同1,209人)、精神障害(同2,030人)の疾病や状況の改善について、義務教育学校での療育・支援、医療的見地からの支援の在り方について議論いただけると助かります。 具体的には、三鷹市医師会として、障害を持つ者のポテンシャルをいかに上げるか、相談できる体制を整えるかを議論いただきたいです。 議論が発散するのかもしれませんが、医師会にも是非参加いただきたいです。(現委員のWさんは整形外科であり出欠状況は芳しくないのではないかと思います。三鷹市医師会には強く言えないのかもしれませんが、精神障害、知的障害の専門家がいらないことは残念です。)。また現在、高等学校の府中けやきの森学園のY先生は精力的に参加いただいておりますが、障がい児も対象にしているのなら、三鷹市立小中学校の支援学級担当あるいは調布特別支援学校の方にも入っていただきたいです。 (個人名が含まれていたため、一部修正をしています。)	協議会の委員構成や出席者、協議内容等について検討いたします。